

## 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会（第37回） 議事概要（案）

### 1 日 時

平成25年7月16日（火） 16時00分～17時20分

### 2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

### 3 議 題

- （1）前回議事録の確認について
- （2）報告書（案）に対する意見募集の結果について
- （3）報告書及び答申（案）について
- （4）「V-Low マルチメディア放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」に関する検討について
- （5）その他

### 4 出席者（順不同、敬称略）

- 【構成員】伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、伊丹（東京理科大学）、甲藤（早稲田大学）、関根（明治大学）、野田（日本ケーブルラボ）、松井（電波産業会）、山田（関西学院大学）
- 【事務局】野崎、山野、向井、豊重、金子、廣江、長澤、柏崎、波間、濱村、塚田（情報流通行政局放送技術課）

### 5 配付資料

- 資料37-1 放送システム委員会（第36回）議事概要（案）
- 資料37-2 前回からの主な変更点について（1.2GHz帯及び2.3GHz帯放送事業用無線局（FPU）の高度化のための技術的条件）
- 資料37-3 前回からの主な変更点について（120GHz帯放送事業用無線局（FPU）の技術的条件）
- 資料37-4 120GHz帯における電波天文による観測内容について
- 資料37-5 放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集結果（案）
- 資料37-6 放送システム委員会報告（案）（1.2GHz帯及び2.3GHz帯放送事業用無線局（FPU）の高度化のための技術的条件）
- 資料37-7 放送システム委員会報告（案）（120GHz帯放送事業用無線局（FPU）の技術的条件）
- 資料37-8 答申（案）（1.2GHz帯及び2.3GHz帯放送事業用無線局（FPU）の高度化のための技術的条件）
- 資料37-9 答申（案）（120GHz帯放送事業用無線局（FPU）の技術的条件）
- 資料37-10 V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条

件の検討について（案）

資料 37-11 超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式の要求条件（案）

参考資料 諮問書（諮問第 2031 号）

## 6 議事概要

議事次第に沿って調査検討を行った。議事概要は以下のとおり。

### （1）前回議事録の確認について

放送システム委員会（第 36 回）議事概要（案）について確認を行い、了承された。

### （2）報告書（案）に対する意見募集の結果（案）等について

事務局より、資料 37-2～7 に基づき説明があり、主に以下の質疑が行われた。放送システム委員会報告（案）及び放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集結果（案）について確認を行い、了承された。

○資料 37-4 について、一酸化炭素の対象周波数は一つだが、メタノールと一酸化ケイ素の対象周波数が複数となっているのはなぜか。（甲藤専門委員）

○メタノールと一酸化ケイ素は分子の状態によって観測対象の周波数が変わるため。（事務局）

### （3）答申（案）について

事務局より、資料 37-8～9 に基づき説明があり、主に以下の質疑が行われた。答申（案）について確認を行い、表記上の修正を行うことを条件に了承された。

○資料 37-8 の p2 の 3 の（1）「周波数の許容偏差」を  $7 \times 10^{-6}$  とした根拠は何か。（都竹主査代理）

○ $7 \times 10^{-6}$  は同じ周波数帯である SIS0 システムに関する一部答申（平成 25 年 1 月）においても使用している数値である。（事務局）

○資料 37-9 の p1 の 3 の（1）「周波数の許容偏差」は  $200 \times 10^{-6}$  と記載されており、一般的には  $2 \times 10^{-4}$  と記載すべきだと思うが、何か記載のルールがあるのか。（都竹主査代理）

○無線設備規則の周波数の許容偏差は百万分率で記載しているため、 $10^{-6}$  の記載で統一している。（事務局）

○資料 37-8 及び資料 37-9 の「周波数の許容偏差」は、他の用途で既に定まっている値を引用しているのか。（伊東主査）

○そのとおりである。（事務局）

- 資料 37-9 の p 1 の 2 の番号がずれている。また、資料 37-9 の p 3 の 4 の（４）では、スプリアス領域、帯域外領域の順番で記載されているが、同資料の p 2 の表 1 及び資料 37-8 では、帯域外領域、スプリアス領域の順番で記載されているため、帯域外領域、スプリアス領域の順番で統一した方がよいのではないか。（伊東主査）
- 修正する。（事務局）

#### （４）「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件」に関する検討について

事務局より、資料 37-10 に基づき説明があり、主に以下の質疑が行われた。V-Low マルチメディア放送技術検討作業班の設置について確認を行い、了承された。

- （本件の安全・信頼性に関する技術的条件については）今年中に制度整備を行う予定なのか。（伊東主査）
- 制度整備全体のスケジュールは検討中だが、今年の 2 月から開催されている「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」において、V-Low 帯のマルチメディア放送の新規参入等が議論されている。V-Low マルチメディア放送については、安全・信頼性基準がまだ整備されていないため、検討体制を設置する必要があると考えている。（事務局）
- （安全・信頼性に係る部分以外の）技術基準の省令は既に整備されているのか。（伊東主査）
- 安全・信頼性基準とともに省令等を整備する予定である。（事務局）
- 放送方式の技術的条件は V-High マルチメディア放送と一緒に検討済みであり、安全・信頼性基準を整備するために当委員会で検討が必要であると理解した。（伊東主査）

#### （５）その他

伊丹専門委員及び事務局より、資料 37-11 に基づき超高精細度テレビジョン放送に係る衛星デジタル放送方式の要求条件（案）について説明があり、主に以下の質疑が行われた。要求条件（案）について確認を行い、一部表記を修正することとし、了承された。

- 資料 37-11 の p7 の「誤り訂正系」に「伝送容量の効率低下を最小限にとどめること」との記載があるが、「効率」を削除すべきではないか。（伊東主査）
- 修正する。（事務局）
- 資料 37-11 の p2 の「インターオペラビリティ」に「衛星放送」との記載があるが、広帯域と狭帯域の衛星放送が互換性をもつということか。（野田専門委員）
- メディア間の互換性について記載している箇所であり、広帯域と狭帯域の衛星放送間の互換性だけでなく、衛星放送と他のメディアとの互換性も含んでいる。（事務局）

- 資料 37-11 の p5 の「多重化方式」に「CATV による放送波の再放送」との記載があるが、再放送メディアの例として IPTV は記載しないのか。(野田専門委員)
- 「CATV による放送波の再放送のような」としており、CATV を代表例として記載しているもの。(事務局)
- 同じく「多重化方式」では、広帯域伝送と狭帯域伝送に共通して「通信系サービスとの連携を考慮すること」との記載があるが、「データ符号化方式」では、狭帯域伝送に通信系サービスとの連携に関する記載がないのはなぜか。(野田専門委員)
- 「データ符号化方式」では、データ放送による通信系サービスとの連携について記載しているところ、狭帯域伝送ではデータ放送を予定していないため、この部分は広帯域伝送のみの記載としている。(事務局)
- 資料 37-11 の p6 の「多重化方式」について、広帯域伝送は複数の認定基幹放送事業者による複数プラットフォーム、狭帯域伝送は複数の番組提供者に対応した単一のプラットフォームとの理解で正しいか。(野田専門委員)
- 広帯域伝送については、認定基幹放送事業者（制度改正前には委託放送事業者）の送出信号の独立性を確保できるよう従来の答申を踏まえて記載しており、複数事業者・複数プラットフォームである。狭帯域伝送については一般的な記載としているが、複数事業者・単一プラットフォームである。(事務局)
- 狭帯域伝送では、現在、単一のプラットフォームに基づいて複数の衛星一般放送事業者が放送サービスを提供している。(伊東主査)

事務局より、V-Low マルチメディアの放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件について、関係者からの意見聴取で意見陳述者がいた場合、次回の放送システム委員会は 8 月 23 日（金）15 時からの開催を予定しているが、もし、意見陳述者がおらず開催しない場合は、判明次第事務局から連絡する旨説明があった。

以上